

## 第 17 回赤村農業委員会総会議事録

招集日時	平成30年12月5日(水)	13時30分
招集場所	赤村住民センター 会議室2	
開 会	平成30年12月5日(水)	13時24分宣告
一、本総会の出席委員は次のとおりである。(議席順)		
1番委員	松 本 國 廣	(議長)
2番委員	在 津 圭 太	
3番委員	小 林 利 夫	
4番委員	中 村 宏 幸	
5番委員	道 壽 子	
6番委員	三 橋 誠	
7番委員	釘 崎 幹 子	
8番委員	川 上 巖	
9番委員	壽 崎 祥 子	
農地利用最適化推進委員	川 上 彰 徳	
農地利用最適化推進委員	梅 田 和 男	
農地利用最適化推進委員	村 岡 和 弘	
農地利用最適化推進委員	中 村 明	
二、本総会の欠席委員。		
農地利用最適化推進委員	春 本 洋	

三、本総会の書記は次のとおりである。
書 記 瓜 生 覚
四、本総会に職務のため出席した者の職氏名。
事務局長 溝 邊 浩 和
書 記 瓜 生 覚
五、本総会の議事案件は次のとおりである。
・議案第39号 農用地利用集積計画について
・その他

松本議長            それでは時間が少し早いようではありますが、第17回赤村農業委員会総会を開会いたします。日程第1議事録署名人を指名いたします。2番在津委員さん、3番小林委員さんを指名いたしますので、どうかよろしくお願い致します。それでは、日程第2議案第39号につきまして、事務局より朗読説明をお願い致します。

瓜生書記            (議案第39号 農用地利用集積計画について、朗読説明を行う。)

松本議長            ただいま事務局より朗読説明が終わりました。●●さんの件につきましては、補足説明を梅田推進委員さんお願い致します。

梅田推進委員        先日、●●さんの方が来まして話がありました。内容としては利用権設定の再契約ということです。よろしくお願い致します。

松本議長            続きまして●●さんの件につきましては、道委員さんお願い致します。

道委員                11月29日に●●さんの方が来られまして、●●さんの所を借りたいということで、現地に行ってみましたらきちんとしておりまして、間違いのないと思いますのでよろしくお願い致します。

松本議長 続きまして●●さんの件につきましては、壽崎委員さんお願い致します。

壽崎委員 こちらは●●さんと10月に現地を見てまわった時に、ここは●●さんをお願いするということで話は聞いております。●●さんの健康状態もあまり良くないため、新規となりますがよろしくお願い致します。

松本議長 続きまして●●さんの件につきましては、釘崎委員さんお願い致します。

釘崎委員 11月の中旬頃に●●さんがうちの方に来られまして、また●●さんの方と再契約をしたいということで、お話しがありました。よろしくお願い致します。

松本議長 ただいま補足説明が終わりました。それでは39号議案につきまして、質疑等をお受け致したいと思っております。

川上推進委員 質問をいいでしょうか。契約をした時に、双方の確認はしなくていいんですかね。申請者が来ますよね。それだけでいいんですかね。

中村推進委員 契約書はある。

川上推進委員 契約書はあります。

中村推進委員 契約書に印鑑つくやろ。それで終わりやろ。

川上推進委員 それでいいんですかね。

川上委員 確認てどういう意味。

川上推進委員 先月ですかね、合意解約がありました。話を聞いたら、私が知らんうちに印鑑ついて出しとったって言うわけですよ。

松本議長 だいたいは委員さんの所をお願いに行く時は、借り手と貸し手が納得して判ついて持って行きますよね。その時はぴしゃっと契約できとるってことですよ。

瓜生書記 事務局としても、それに委員さんの署名があればそれ以上は確認しないですね。

川上推進委員 しなくていいんですかね。

瓜生書記 そうですね。ただ逆にそこまでするとなったら、委員さんたちが内容を確認して署名する意味がないですよ。

松本議長 委員さんが署名して判つく時に、これは本当に相手も納得して判ついてますかと聞いたらいいと思うんよね。それ以外ないと思えますよ。

川上推進委員 だけそれを確認せんでいいやろかって。確認する必要はないんやろかって。

瓜生書記                   そこは委員さんの方でもらわないとですね。

川上推進委員           例えば●●さんが●●さんの借りる時に、●●さんが●●さんの印鑑ついて持って来ますね。そしたら●●さんが納得してしたもんかって、その確認はしなくていいんですかね。

釘崎委員               納得したから持って来たんじゃないですか。

松本議長               結局あれでしょ。委員さんの所に来た時に、本人が確かめに行って判つかなくてことよね。結局みんなそこは信用して判つきよると思うんよね。

中村委員               事務局の方から後で通知が行きますよね。契約したって双方に。

瓜生書記               貸し手、借り手に送っています。

中村委員               それで確認したらいいんじゃないですか。

釘崎委員               そしたら私たちは、ちゃんと双方に確認をしてそれから印鑑をつくってことですか。

川上推進委員           ちょっとそういう例があったんですよ。

小林委員               私もちょっとそれは聞いております。●●ですよ。でもおそらくそれは特殊な例だと思うんですよ。二度とないとは思いますがね。

                            それとちょっと別の事いいですか。●●さん。これ●●さんとこの娘さんですか。

溝邊事務局長           会長いいですか。私親戚になりますんで。●●さんのところですよ。

小林委員               分かりました。

川上推進委員           そしたら特に確認は、しなくていいってことですね。

瓜生書記               だから確認は、委員さんが署名される時に申請書持って来られた方に、間違いないですよと確認してもらうしかないですよ。そこで信用できないので相手方の所にも行くとなれば、そこはもう委員さんの判断です。ただそこまで疑うというのも。

松本議長               だから自分が署名して判つくのが納得できないと思ったら、本人が相手方の所に行って確かめるしかないよね。

川上推進委員           はい。いいです。

松本議長               他に質疑等はございませんか。

                            (「ありません。」の声あり)

松本議長               無いと言うことでありますので、採決を行ないます。議案第39号について承認の方は、挙手をお願い致します。

(出席者 8 人挙手)

松本議長

挙手者全員により議案第 39 号につきましては、可決といたします。それでは続きまして日程第 3 その他に入りたいと思います。

(その他)

松本議長

それでは次回第 18 回農業委員総会は、1 月 25 日金曜日の 9 時からでよろしくお願ひ致します。これをもちまして、第 17 回赤村農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 13 時 55 分)